

今後の区立保育園のあり方について～区立保育園のあり方検討部会報告～（概要版）

I 背景

区は、積極的な待機児童対策の取組により、平成30年（2018年）4月に待機児童ゼロを実現しました。その後も、保育需要が増加する中で、認可保育所を核とした施設整備に取り組み、令和7年（2025年）4月には待機児童ゼロを8年連続で実現するとともに、希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境をおおむね整備することができました。

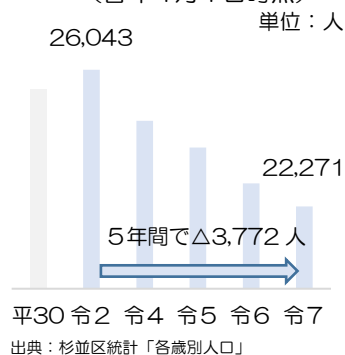
また、区立保育園では、10園を中核園に指定し、地域懇談会の開催や保育士等の交流などの取組を通じて、区内保育施設との連携・協力により、保育の質の向上を図ってきたほか、障害児指定園15園を中心に、障害児や医療的ケア児の受入れを行い、多様なニーズへの対応を進めてきました。

一方、就学前人口が減少傾向する中で、区内保育施設の利用定員が充足しない状況が生じていることや、令和8年（2026年）4月に、就労要件を問わず満3歳未満の子どもが認可保育所等に通園することができる「乳児等通園支援事業（以下「こども誰でも通園制度」という）」が全国の自治体で開始されるなど、保育を取り巻く状況が大きく変化しています。

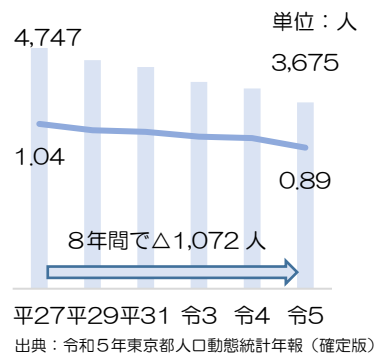
こうした変化に対応するため、令和7年（2025年）5月に「区立保育園のあり方検討部会」を設置し、この間の就学前人口及び認可保育所等の利用状況の推移等も踏まえ、今後の区立保育園が担う役割等を検討してきました。

II 区における保育の現状と課題

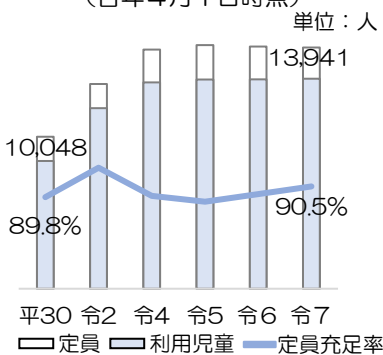
＜就学前人口の推移＞
（各年4月1日時点）



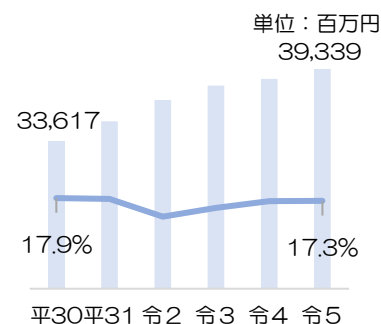
＜出生数及び合計特殊出生率の推移＞



＜保育所等利用児童数及び定員充足率の推移＞
（各年4月1日時点）



＜保育関連経費及び一般会計決算額に占める割合の推移＞



＜こども誰でも通園制度の創設＞

こども家庭庁の「こども未来戦略（令和5年(2023年)12月22日）」において、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」を創設し、すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充の方針が示されました。

当制度は、令和8年度(2026年度)から法律に基づく新たな給付制度として、全自治体で実施されます。

III 区の目指す将来像

＜保育行政の今後の課題＞

- この間の就学前人口や出生数の推移、認可保育所等の利用状況を踏まえると、保育需要については、今後、減少に転じることが見込まれます。
- そうした中においても、引き続き保育の質の確保に取り組むとともに、保育関連経費の適正化を図りつつ、医療的ケア児に対する支援の充実や、こども誰でも通園制度への対応を進めていく必要があります。

＜基本構想の実現に向けて＞

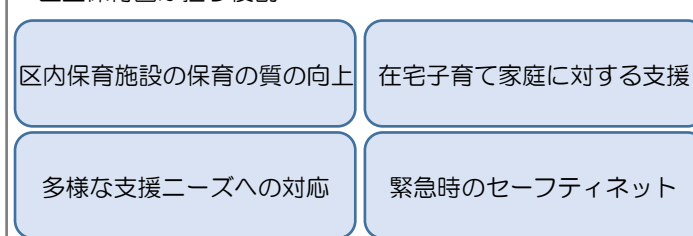
基本構想に掲げる子ども分野の将来像「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、従来の保育ニーズのみならず、希望するすべての子どもの育ちを地域全体で支えるために必要な保育提供体制を整備します。



＜区立保育園の基本姿勢＞

区立保育園については、区内27園の配置バランスと安定した職員体制を生かすとともに、区立保育園保育実践方針を体現する保育所として、以下の役割を担うことで、区が目指す保育提供体制の実現をけん引していきます。

区立保育園が担う役割



Ⅳ 今後の区立保育園の役割		今後の方向性
1 区内保育施設の保育の質の向上 中核園事業の実施体制の強化	→	- 中核園事業の実施体制を強化し、新たに訪問支援等を実施 - 実施に当たっては、1～2地域を対象に、体制強化の取組を試行実施し、効果・課題を検証した上で、全地域への展開を別途検討
2 在宅子育て家庭に対する支援 こども誰でも通園制度の実施園の拡大	→	- 令和8年(2026年)4月のこども誰でも通園制度の本格実施に合わせて、区立保育園の実施園数を3園から19園に拡大 - 実施に当たっては、区内保育施設の定員充足状況を踏まえ、0歳児の利用定員数を見直し、必要な設備及び人員体制を確保 - 更なる拡大の必要性については、実施後の利用状況を踏まえ、別途検討
3 多様な支援ニーズへの対応 訪問看護ステーションを活用した医療的ケア児の受入れ	→	- 看護師を配置する区立保育園において訪問看護ステーションを活用した医療的ケア児の受入れを実施 - 実施に当たっては、障害児指定園1～2園程度を対象に、訪問看護ステーションを活用した医療的ケア児の受入れの取組を試行実施し、課題を検証した上で、実施園の拡大に向けて別途検討
4 緊急時のセーフティネット 発災後や不測の事態等における保育提供体制の整備	→	- 地域の保育施設との連携・協力の下、区立保育園27園を中心に連絡体制を整備するなど発災後や不測の事態等に対応するための保育の提供体制を整備 - E)状況把握のための連絡体制の整備、応急保育の実施、保育スペースの提供、積極的な児童の受入れ、緊急一時保育
職員の確保策	→	「Ⅳ 今後の区立保育園の役割」を担うに当たり、必要な職員の確保については、待機児童ゼロの継続に影響を及ぼさないことを前提とした上で、既存事業の廃止及び利用定員の見直しを基本に実施

Ⅴ 今後の進め方						
「Ⅳ 今後の区立保育園の役割」で示した方向性については、令和8年度(2026年度) から令和12年度(2030年度)までを実施期間に、令和9年(2027年) 4月までにすべての取組を開始します。						
	令和7年度(2024年度)	令和8年度(2026年度)	令和9年度(2027年度)	令和10年度(2028年度)	令和11年度(2029年度)	令和12年度(2030年度)
中核園事業の 実施体制の強化	試行実施準備		試行実施・検証		全地域に展開	
こども誰でも通園制度の 実施園の拡大	実施準備	19園で実施	利用状況等を踏まえ順次拡大			
訪問看護ステーションを活用 した医療的ケア児の受入れ	試行実施準備	試行実施・検証 ガイドライン改訂	障害児指定園以外 の6園に拡大	実施状況を踏まえ区立保育園全園に順次拡大		
発災後や不測の事態等に おける保育提供体制の整備	実施・随時運用の見直し					
職員の確保策		0歳児定員減員 子育てサポートセンター 廃止	各取組に必要な人員に応じて利用定員の減員			